

認証制度など 令和6年度 内閣官房水循環政策本部事務局の活動予定

内閣官房水循環政策本部事務局

令和6年3月



「健全な水循環」
ロゴマーク

The Secretariat of the Headquarters for Water Cycle Policy

水循環施策の推進に向けた企業連携の取組

水循環基本法 第6条 事業者の責務

事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する

水循環における企業の状況

○CSRやSDGsの動向に加え、気候変動・水リスクへの対応などが企業には求められており、
水循環への取組を既に行っている企業や水循環に関心を示す企業が増加。

○R3～4年度にかけて収集した企業の主な意見

- ・地域連携という観点で水源保全などの取組を行いたいが、相手が見つからず困っている。
- ・関係者と連携したり、情報を共有できる場・機会がない。
- ・企業の活動に対し認証や表彰などがあると、取組の推進につながる。

水循環政策本部の取組

○水循環政策本部事務局では、企業が水循環における取組を円滑に行えるよう、評価制度の創設等様々な企業活動への今後のサポートについて議論する有識者会議を開催し検討を進めているとともに、情報を共有するウェビナーを開催している。

認証制度(案)の概要

目的

水循環に資する企業の取組を積極的に認証し、インセンティブを高めることにより、より一層企業の取組を促進する。

対象企業

理念を持って以下のような水循環に資する取組を行っている(今後行う計画のある)企業

- ✓ 水系や水循環における自社の位置付け及び役割を理解している
- ✓ 地域に根差した水循環の取組をしている
- ✓ 水に関わる製品・サービス自体が水循環に貢献している
- ✓ 水循環に対する取組内容や目標を具体的に持っている
- ✓ 上記取組を継続して実施している

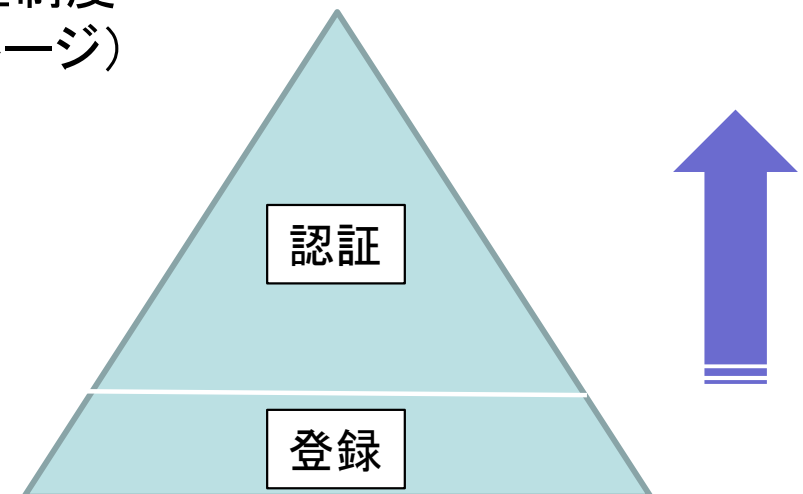
スケジュール

R6年8月を目途に募集を開始。毎年度一定期間の申請時期を設ける。



企業のメリット

ホームページに社名掲載、ロゴマークの使用、企業取組の紹介(講演会登壇)、マッチングの機会に参加、表彰など、メリットを検討。

認証制度
(イメージ)



企業のメリット(例)

<p>1</p>  <p>登録証又は認定証が発行される</p>	<p>2</p>  <p>水の有識者による講演を聴講できる</p>	<p>3</p>  <p>他企業の取組事例を聴講できる</p>	<p>4</p>  <p>業種を超えた名刺交換会や自治体・他企業とのマッチングの場に参加できる</p>
<p>5</p>  <p>水循環政策本部事務局のホームページに企業名、ロゴマーク及び事業内容が掲載される</p>	<p>6</p>  <p>水循環認証企業</p> <p>認証のロゴマークを使用できる (ロゴのイメージ)</p>	<p>7</p>  <p>企業の活動事例を紹介できる</p>	<p>8</p>  <p>優れた活動を行っている企業が表彰される</p>

ご静聴ありがとうございました

ポータルサイト開設中

水循環における企業の取組促進（企業連携）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/category/kigyou_renkei.html



「健全な水循環」
ロゴマーク

